

令和4年 10月 11日開会

令和4年 11月 4日閉会

志太広域事務組合議会

10月定例会会議録

志太広域事務組合議会

令和4年10月志太広域事務組合議会定例会目次

会期及び会期中日程 1

第1日 10月11日（火曜日）

1. 出欠席議員 3

2. 出席説明員 4

3. 職務のため出席した職員 4

4. 議事日程（第1日目） 5

5. 開会 6

6. 開議 6

7. 会議録署名議員の指名 6

8. 諸般の報告 6

9. 会期の決定 6

10. 認第1号 令和3年度 志太広域事務組合一般会計歳入歳出
決算認定について

認第2号 令和3年度 志太広域事務組合看護専門学校事業
特別会計歳入歳出決算認定について

（1）提案理由の説明 7

11. 散会 8

第2日 11月4日（金曜日）

1. 出席議員	9
2. 出席説明員	10
3. 職務のため出席した職員	10
4. 議事日程（第2日目）	11
5. 開議	12
6. 一般質問	
ア、杉田源太郎議員	12
イ、石井通春議員	19
7. 認第1号 令和3年度 志太広域事務組合一般会計歳入歳出 決算認定について	
認第2号 令和3年度 志太広域事務組合看護専門学校事業 特別会計歳入歳出決算認定について	
(1) 質疑	28
(2) 討論	35
(3) 採決	
ア、第1号議案（賛成総員・可決）	35
イ、第2号議案（賛成総員・可決）	35
8. 閉議・閉会	36

付録

令和4年10月志太広域事務組合議会定例会会期及び会期中日程

1. 10月定例会会期10月11日（火）から11月4日（金）までの25日間

2. 会期中日程

月 日	曜日	会議種別等の内容
10月11日	火	本会議第1日 ○開会・開議、会期決定 ○議案上程、提案理由説明 ○議会運営協議会（午後9時20分～） ○議員全員協議会（午後9時40分～） ○議員全員協議会（本会議終了後） 議案説明
10月12日	水	休会
10月13日	木	休会
10月14日	金	休会（一般質問・質疑通告期限：正午）
10月15日	土	休日
10月16日	日	休日
10月17日	月	休会
10月18日	火	休会
10月19日	水	休会
10月20日	木	休会
10月21日	金	休会
10月22日	土	休日
10月23日	日	休日
10月24日	月	休会
10月25日	火	休会
10月26日	水	休会
10月27日	木	休会
10月28日	金	休会
10月29日	土	休日
10月30日	日	休日
10月31日	月	休会

11月1日	火	休会
11月2日	水	休会
11月3日	木	文化の日
11月4日	金	本会議第2日 ○開議、一般質問 ○議案質疑、討論、採決 ○閉議・閉会 ○議会運営協議会（午前9時20分～） ○議員全員協議会（午前9時40分～） ○議員全員協議会（本会議終了後）

10月11日（火曜日）

○出席議員（16人）

1番	深津寧子	議員	(藤枝市議会議員)
2番	石井通春	議員	(藤枝市議会議員)
3番	石田江利子	議員	(焼津市議会議員)
4番	松島和久	議員	(焼津市議会議員)
5番	鈴木岳幸	議員	(藤枝市議会議員)
6番	平井登	議員	(藤枝市議会議員)
7番	村松幸昌	議員	(焼津市議会議員)
8番	杉田源太郎	議員	(焼津市議会議員)
9番	多田晃	議員	(藤枝市議会議員)
10番	大石保幸	議員	(藤枝市議会議員)
11番	渋谷英彦	議員	(焼津市議会議員)
12番	青島悦世	議員	(焼津市議会議員)
13番	植田裕明	議員	(藤枝市議会議員)
14番	鈴木浩己	議員	(焼津市議会議員)
15番	山根一	議員	(藤枝市議会議員)
16番	池谷和正	議員	(焼津市議会議員)

○欠席議員（なし）

○出席説明員

管 理 者	中 野 弘 道	(焼津市長)
副 管 理 者	北 村 正 平	(藤枝市長)
中部看護専門学校長	友 山 眞	
事 務 局 長	曾 根 俊 則	
事務局次長	佐 藤 裕	
消 防 長	大 橋 充	
消 防 次 長	増 田 好 憲	

○監査委員

	大 畑 秀 久	
--	---------	--

○職務のため出席した職員

書 記 長	杉 浦 勝 己	(焼津市議会事務局長)
書 記	片 瀬 能 彰	(焼津市議会事務局庶務課長)
書 記	長谷川 貴 紀	(焼津市議会事務局総務担当兼務議事担当主幹)
書 記	岩 崎 晋 也	(焼津市議会事務局議事担当主査)

令和4年10月志太広域事務組合議会定例会議事日程（第1日目）

日時／令和4年10月11日（火）午前10時00分開議

場所／藤枝市岡部支所3階 議場

第1 開会・開議

第2 会議録署名議員の指名

第3 諸般の報告

（1）管理者提出議案の受理について

（2）受理した報告事件一覧（監査委員報告2件）

第4 日程第1 会期の決定

第5 日程第2 認第1号 令和3年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

認第2号 令和3年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算認定について

以上 2件一括上程（管理者提案理由説明）

第6 散会

◎本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

午前10時00分開議

○議長（池谷和正議員） ただいまから、令和4年10月志太広域事務組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

今期定例会の会議録署名議員には、6番 平井 登議員、10番 大石保幸議員を指名いたします。

この際、諸般の報告をいたします。

監査委員から、法令に基づく報告書及び提出書類2件を受理しております。この報告事件一覧及びその写しをお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

これで報告を終わります。

受理した報告事件一覧

[監査委員報告]

- 1 志太広域（監）第4号 令和4年6月分 例月出納検査結果報告書
 - 2 志太広域（監）第5号 令和4年7月分 例月出納検査結果報告書
-

○議長（池谷和正議員）

日程第1. 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から11月4日までの25日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷和正議員） 御異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から11月4日までの25日間と決定をいたしました。

なお、お諮りします。会期中の日程は、お手元に配付してある日程表のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池谷和正議員） 御異議なしと認めます。

したがって、会期中の日程は、お手元に配付の日程表のとおり決定をいたしました。

日程第2. 認第1号 令和3年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

て及び日程第3. 認第2号 令和3年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算認定についての2議案を一括して議題といたします。

管理者の提案理由の説明を求めます。

○管理者（中野弘道） 議長。

○議長（池谷和正議員） 管理者。

（登壇）

○管理者（中野弘道） ただいま上程されました認第1号、第2号の2議案につきまして、一括して提案の理由を御説明申し上げます。

認第1号及び認第2号でございますが、令和3年度一般会計及び看護専門学校事業特別会計の歳入歳出決算につきまして、それぞれ地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査意見書をつけて議会の認定に付すものであります。

初めに、認第1号、令和3年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

組合では、ごみ、し尿等の処理施設、斎場会館の運営や住民の生命、財産を守る消防・救急業務など、圏域住民の皆様にとって欠くことのできない多くの事業を実施してまいりました。特に、各施設の運営につきましては、地元の皆様の御理解・御協力をいただきながら、適時に設備等の整備を実施し、安全で安定した運転管理に努め、確実な組合業務の推進を図ってまいりました。

まず、新大井川及び新藤枝環境管理センターにつきましては、令和3年4月に供用を開始をし、DBO方式により運営をしております。さらに、（仮称）クリーンセンター整備につきましても、タクマ・西松・角丸・山田特定建設工事共同企業体に事業者が決定し、令和8年度の稼働開始に向けてDBO方式により事業が進められております。

また、消防・救急業務につきましては、昨年7月に熱海市伊豆山地区で発生した土石流災害へ県内初となる静岡県消防相互応援協定による消防職員の派遣が行われました。近年、地震だけでなく、台風や豪雨等の災害も増え、日頃から人命救助に最善を尽くす体制づくりに力を注ぐとともに、消防ポンプ自動車などの消防車両を計画的に更新することにより、消防力の強化を図ってまいりました。

決算の概要につきましては、歳入決算額は68億1,652万8,575円、歳出決算額は63億8,693万2,264円となり、前年度と比較いたしますと、歳入は39.8%、歳出は42.2%それぞれ減となりました。

次に、認第2号、令和3年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

学校運営においては、引き続き、学習環境の整備に力を注ぎ、関係3病院との連携を密にした教育により看護実践力を強化をし、質の高い看護師育成に努めてまいりました。

こうした中、令和3年度の看護師国家試験では、40人中39人が合格いたしました。また、関係3病院には36人が就職し、地域医療に貢献する学校の使命を果たすことができました。

決算の概要につきましては、歳入決算額は2億1,139万4,718円、歳出決算額は1億9,944万4,266円となり、前年度と比較いたしますと、歳入は2.2%、歳出は1.4%それぞれ増となりました。

以上が令和3年度一般会計及び看護専門学校事業特別会計の歳入歳出決算の概要であります。これら組合事業の執行における主たる財源は二市の分担金であり、市民の税金であることを認識し、常に経費節減を心がけ、効率的な事業の執行に取り組んでまいりました。

なお、詳細につきましては、令和3年度歳入歳出決算書及び主要施策概要報告書とともに監査委員の審査意見書を付してありますので、よろしく願いいたします。

以上2議案につきまして、一括して提案の理由を御説明申し上げましたが、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（池谷和正議員） 管理者の提案理由の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

皆様、御苦労さまでした。

午前10時8分散会

1 1 月 4 日 (金曜日)

○出席議員（16人）

1番	深津寧子	議員	(藤枝市議会議員)
2番	石井通春	議員	(藤枝市議会議員)
3番	石田江利子	議員	(焼津市議会議員)
4番	松島和久	議員	(焼津市議会議員)
5番	鈴木岳幸	議員	(藤枝市議会議員)
6番	平井登	議員	(藤枝市議会議員)
7番	村松幸昌	議員	(焼津市議会議員)
8番	杉田源太郎	議員	(焼津市議会議員)
9番	多田晃	議員	(藤枝市議会議員)
10番	大石保幸	議員	(藤枝市議会議員)
11番	渋谷英彦	議員	(焼津市議会議員)
12番	青島悦世	議員	(焼津市議会議員)
13番	植田裕明	議員	(藤枝市議会議員)
14番	鈴木浩己	議員	(焼津市議会議員)
15番	山根一	議員	(藤枝市議会議員)
16番	池谷和正	議員	(焼津市議会議員)

○欠席議員（なし）

○出席説明員

管 理 者	中 野 弘 道	(焼津市長)
副 管 理 者	北 村 正 平	(藤枝市長)
中部看護専門学校長	友 山 眞	
事 務 局 長	曾 根 俊 則	
事務局次長	佐 藤 裕	
消 防 長	大 橋 充	
消 防 次 長	増 田 好 憲	

○監査委員

	大 畑 秀 久	
--	---------	--

○職務のため出席した職員

書 記 長	杉 浦 勝 己	(焼津市議会事務局長)
書 記	片 瀬 能 彰	(焼津市議会事務局庶務課長)
書 記	長谷川 貴 紀	(焼津市議会事務局総務担当兼議事担当主幹)
書 記	岩 崎 晋 也	(焼津市議会事務局議事担当主査)

令和4年10月志太広域事務組合議会定例会議事日程

日時／令和4年11月4日（金）午後3時開議

場所／藤枝市岡部支所3階 議場

第1 一般質問

第2 認第1号 令和3年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

認第2号 令和3年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算
認定について

以上2議案一括上程（質疑、採決）

午後3時開議

○議長（池谷和正議員） 皆様、御苦労さまです。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

○議長（池谷和正議員） それでは、日程に入ります。

日程第1. 一般質問を行います。

これより順次発言を許します。

まず、8番 杉田源太郎議員。

○8番（杉田源太郎議員） 議長、8番 杉田源太郎。

○議長（池谷和正議員） 杉田議員。

（登壇）

○8番（杉田源太郎議員） それでは、通告に従いまして一般質問を行います。日本共産党の杉田源太郎です。

質問は、可燃ごみの焼却処理とその環境、可燃ごみの焼却と焼却灰の処理、これについてお伺いいたします。

アとして、焼却灰の処理は埋立てと資源化に分かれています。その割合を決める基準は何かをお聞きします。

次に、埋立ての処分地の現地の確認、現地確認をされているか、お伺いいたします。

3番目に、資源化処理施設の有害物質、この対策は確認されているか。

以上お聞きします。

○管理者（中野弘道） 議長。

○議長（池谷和正議員） 管理者。

（登壇）

○管理者（中野弘道） 杉田議員にお答えいたします。

可燃ごみ焼却処理と環境についてのうち、初めに、焼却灰の埋立てと資源化の基準についてであります。二市と組合で策定した一般廃棄物処理基本計画に基づき、令和8年度までに焼却灰の50%を資源化することを計画目標としております。これにより、最終処分場に依存しない処理システムの構築を目指し、可能な限り資源化を図ってまいります。

次に、埋立処分地の現地確認についてですが、処分地を所管する行政庁の検査が行われ、それに加えて、組合職員が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に基づき現地確認を行っております。

次に、資源化処理施設の有害物質等の対策の確認についてですが、同様に、処理施設を所管する行政庁の検査が行われ、それに加えて、組合職員が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に基づき現地確認を行っております。

以上、杉田議員への御答弁とさせていただきます。

○8番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（池谷和正議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） では、再質問させていただきます。

確かに、この計画書、基本計画、廃棄物ですね、一般廃棄物処理基本計画、この中にその目標、書かれています。今までの資料によりますと、例えばセメント、そういう原料の中に約45%、これは2020年度ですけれど、そのほか民間委託、これは埋立てだと思いうんですけれど55%。これが令和3年度では47.2%、資源化ですね。この2年間でこれだけ上がりました。そのほかの埋立てのその分減ってきた、それは評価をするところがあります。

ただ、この今、全国的にも、環境省の資料なんかにもよると、どんどん、どんどん、いろいろなところでの資源化の促進が進められています。当面その5年間の目標というこの計画にもありますけれども、これをもっと促進をさせる、そういうところについて、どのようにお考えになっているのでしょうか。

○事務局長（曾根俊則） 議長。

○議長（池谷和正議員） 局長。

○事務局長（曾根俊則） 杉田議員の再質問にお答えをいたします。

今お話ありましたように、資源化50%に向け進めているということでございます。ただし、御存じのとおり、埋立てに比べまして資源化というものが非常に予算的にといたしまししょうか、お金がかかる形がございますので、そこら辺の勘案をしながら、先ほど管理者から答弁もございましたように、資源化を極力進めてまいりたいと考えているところでございます。

○8番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（池谷和正議員） はい、杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） 確かにお金がね、資源化するのにお金がかかると思います。
ただ、環境の問題との関係、後にも質問しますが、金額との関係ではね、トン当たりというのか、単位重量当たりどのくらいの差になっているんですか。

○事務局長（曾根俊則） 議長。

○議長（池谷和正議員） 局長。

○事務局長（曾根俊則） お答えいたします。

これですね、会社によって違うんですけども、例えば、令和3年度でございます。埋立ての金額ですが、1つの会社が、これはトン当たりですが、令和3年度3万1,350円と、それから、もう1社が3万6,300円。一方ですね、資源化ですけども、こちらのほうが、セメントのほうですけども、1つが3万3,330円、それから、もう一つのほうが4万238円、今の2つはセメント化でございます。

一方ですね、いわゆる石ですね。石にする形のものでございますが、そちらにつきましては、1カ所が5万2,360円、もう1カ所が5万3,900円というような単価になってございます。

以上でございます。

○議長（池谷和正議員） 杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） セメントのほうはそんなに大きく変わらないというのがあるかもしれないけど、トン当たりですので、出してる重量がかなりあるので合計するとかなりの額にはなるかもしれません。先ほど答弁の中で、今後やっぱりその資源化をしていく、今後、その埋立てをなくしていくという方向、そっちの方向でといったときに、まだまだすごく先が長いというようなね、そういう感じです。

今、その資源化、いろんな研究がされているというのを、いろんなホームページで見るとはきてるんですけど、志広組として、こういうものの資源化について、こんなところが研究されているとか、そういうところについての確認、そういうものをずっとされているんでしょうか。

○事務局長（曾根俊則） 議長、事務局長。

○議長（池谷和正議員） 局長。

○事務局長（曾根俊則） まず高柳と一色ですけども、灰によりまして、すみません、セメントができるやつと、それから石にしかできないというものがございます。高柳につきましては分離ができていますものから、セメント化ということで比較的安価にで

きるんですが、一色のほうにつきましては分離ができないものですから、石という形になってしまいます。

それ以外の研究といいましょうか、資源化はどうかということで、今のところ、うちのリスクとしましては、幾つかそれ以外のところで、公式的には、ちょっとすみません、細かいところはわからないんですけれども、幾つか分散して処理できるようなリスク対策といいましょうか、新しいところで開拓とか、そういうところが今現在、事務局の方でいたしております。

○8番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（池谷和正議員） はい、杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） これからもね、いろんなそういう研究たくさんやっているとこがあるもんで、これからも続けてそういうところもやりながら、そうすると5年間に、今後の努力で、今47.2%、これを50%にしていくという。それを50%、大変かもしれないけれど、やはりまだ量がすごく多過ぎる。それは焼津、藤枝、両市、量、廃棄物の量ですね、そういうものをやっぱり減らしていくという、それは自分たちがやっていかなきゃならない。それは一緒に努力しながら、そのところで資源化をやっぱり進めていくというところで、今後も、ただ5年間、そういう目標を決めたよという、ただ計画書を出したよというだけじゃなくて、途中途中でも、そういう研究、そういうものを確認しながら、それを金額の問題も含めてですけれど、それを進めていただきたいと思います。

次に、処分地の現地確認をされているということなんですけれど、この実際の現地確認でやっている、現地確認をして、そこで何を確認しているのか、お願いいたします。

○事務局長（曾根俊則） 事務局長。

○議長（池谷和正議員） はい、局長。

○事務局長（曾根俊則） まず、今、お答えいたします。

質問がございましたですね、現地確認、これ埋立てと、それこそ再資源化のほうがございますが、埋立てのほうにつきましては、いわゆる現地の一般廃棄物の処理施設の表示の有無とかですね、処分地の擁壁、それから遮水口などの点検結果、浸出水の処理施設の稼働状況とか、あと、水質の分析結果等を確認をいたしております。

一方、もう1カ所のほうの再資源化につきましては、大気汚染とか水質汚濁、土壌汚染についての対策等の結果を確認しているところでございます。

以上です。

○8番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（池谷和正議員） はい、杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） この概要報告にも、それをどこに出しているかというのは書いてあります。その中のグリーンヒル、これ小坂（こさか）というんですかね。これ、秋田県の小坂町、このホームページも、ずうっと、私も気になってずうっと見ているところなんですけれど、確かに、その測定結果だとか、そういうものは基準に入っていることは分かっています。

ただ、今、そういうものというのは、それを確認しに行くということであるならば、出てきたその数字だとかそういうものは小坂町のホームページ、あるいは秋田県、ここで調査をやっている、その結果も出ています。その結果だけを見に行くんであれば現地確認の意味ないんじゃないかなと思うんですけれど、現地確認の意味、絶対あると思うんですよ。そこについて、その測定した結果を見に行く、それだけじゃないですよ。その調査は何を目的にしているか、それをちょっと御答えください。

○事務局長（曾根俊則） 事務局長。

○議長（池谷和正議員） 局長。

○事務局長（曾根俊則） 先ほど管理者のほうからの御答弁にもございましたように、実は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律というものがございます。これによりまして、確認は1年に1回以上実地で行うものとするというふうに明記をされております。

それから、今、議員のほうから御指摘ありましたけれども、数値だけではなくて、その状況ですよ。擁壁がしっかりしているとか、水が漏れてないとか、そういうところの確認を現地を見て実際に確認をしているということでございます。

以上でございます。

○8番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（池谷和正議員） はい、杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） 私もそれをホームページで写真でしかちょっと確認はできてないんですけれど、物すごく広いですよ。広大です。そのこのところで、全部見ろということを言っているわけじゃないんですけれど、こういう実際シートを敷きますよね。そのシートがどういうものが使われている、それを確認の仕方として、例えば、水がちょっと漏れてて、そこから出てくる、水ですか、雨が降ったとかそういうことによって

出てくるものがそこに近くにあってですね、何っていったかな、あっ、浸水していく、そういうものをみんな調査しているんですよ。その調査の結果も一応出ています。そういうところで、どこの水を取って、どういう検査をやってという、そういうところまで確認をさせてもらっている、あるいはそのシートの状態がどうなっているのか。もうかなり何年もこうやってやっているもんですね。その経年の中で、それをどういうふうにやって確認しているだとか、そういうものの説明なんかも聞いているということでしょうか。

○事務局長（曾根俊則） 事務局長。

○議長（池谷和正議員） 局長。

○事務局長（曾根俊則） ええ、それぞれ細かいところでございますけれども、現地を実際に見て確認しているということでございます。

○8番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（池谷和正議員） はい、杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） 法律によって1年に1回以上、そういうのをやりなさいよというのはあるんですよ。その法律によってやっていること、・・・私も先ほどちょっと言いましたけれど、志広組として、もうこの埋立地のこういうところ、例えば先ほど言った秋田県のところは、例の3・11のときにたくさん被曝した、そういう土をそこに受け入れたんですよ。受け入れた後、ずうっとその調査をしながらということで頑張っておられる。そういうところも頑張っておられる。そこも確認して、その経年ですうっと、こうやって放射性物質の測定値なんかはずっとホームページで出ていました。

そういうものも確認はできるんだけど、実際、先ほども言ったように、ここの水、ここから出てくる水を調査しているというようなところで、そういうものがどういう所だというようなことも確認をされている、そのところなんかも、確認というか、現実そこへ行ってということじゃないんですけれど、こういうところですよというようなのを、すごく広大なところなんだけれど、そこを、あの辺にこういうのがあるとか、そういうところを確認する、現場を見るというのがものすごく私は大事だというふうに思っています。

そういう、現地視察したときに、その現地確認、テーマを1回1回、また決めていることもあるかもしれません。あるいはいきかたの経験の問題とかそういうものがあるかもしれません。こういうところは見ておいてよ、そういうものを視察する、視察という

か、現地確認をする、その職員の方にそういうテーマとかそういうものをちゃんと指示をしながらずっとやられてきている、そういうことでよろしいですか。

○議長（池谷和正議員） はい、局長。

○事務局長（曾根俊則） お答えいたします。

実際に職員が現地に行くときにはチェックリスト表を作っております。このチェックリスト表に基づきまして中身の点検、いわゆる各項目の点検、これを行っております。

以上でございます。

○議長（池谷和正議員） はい、杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） 分かりました。ちょっと私も、そういうのがあるだろうなと思ったんですけど、私もチェックリスト、確認をまた後日させていただきます。

そして、最後に資源化。私、先ほども1番のところで言いましたけれど、資源化をすごく大事だと思っています。ただいろんな文献によると、その資源化されたもの、例えば太平洋セメントさんですか、もうこれは3社統合して日本最大のセメントメーカーだと思うんですけども、そういうところだからこそ、ちゃんとやることはやっているというふうに私は思います。

ただ、私もその地域の方々のいろんな御要望だとか調査依頼というのがあって、道路なんか、特にスマートインターチェンジ付近のところなんかでも多いんですけども、道路がどんどん、どんどん傷んでいるとか、そういうところで削られたもの、傷が入ったところ、そういうところからいろんなものが流出、ダイオキシン類や、あるいは重金属、そういうものが流出することがあったというふうに、ちょっと古い資料なんですけれど。

今、そういうものが当然経年変化によって劣化していく可能性があります。特に道路等のコンクリート、セメントが主流になっている、セメント、たくさん種類があるんですけど、そういう使い方をされたところ、劣化によって、経年劣化によって傷んできたとき、そういうところに今言った重金属あるいはダイオキシン類、そういうものが溶出されないような、大本の造ったセメントだとか、石だとか、そういうものが、エコストーンというのですか、そういうものが傷ついたとしても、そういうものが漏れないような原材料になっているのか、そういうことについての確認はされていますか。

○議長（池谷和正議員） はい、局長。

○事務局長（曾根俊則） お答えします。

まず、先ほどの資源化施設の方の関係の現地確認ということで申し上げましたけれども、その時にも、いわゆる施設から排出されるガスの、排ガスから出るダイオキシンとか重金属などの有害物質について、その処理工程の確認や環境測定結果が基準値内であることを確認しています。

それからもう1点、お話にございましたけれども、使っているうちに削れたりして、その中まで出てくるんじゃないかということがありますけれども、いわゆる再資源化したセメントや石、こちらなどの製品につきましても、重金属などの溶出試験結果などから、製品の使用中、廃棄後の溶出についても問題とならないと、軽度だということを確認いたしております。

以上です。

○8番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（池谷和正議員） はい、杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） 了解しました。こういうのをやってる、やってないことを責める、どうのこうのというんじゃないくて、やっぱりこういう最終処分をするところ、そのところがどういう工程でどのような排出物を排出物の中から重金属あるいはダイオキシン等、そういうものが含まれないような、そういうものがどうやって進んでいるのか。それをこれからもここの焼津、藤枝のその市民が安心して廃棄物、そういうものの処理がされていくという、そこについて、この職員の方たちが一生懸命やっている。今もその確認しながら、現地でそういうのをやっているというのを確認させていただきましたので、これからもよろしく願いをいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（池谷和正議員） 次に、2番 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） 議長。

○議長（池谷和正議員） はい、石井議員。

（登壇）

○2番（石井通春議員） 日本共産党の石井通春です。今日は、消防車両の入札について質問をいたします。

組合では5年ごと、消防力強化計画を定めておりまして、今回でいえば令和2年から6年までということになっておりますけれども、消防と救急車両の更新、各年度の経年劣化や使用年数に基づき、これも同計画の中で、その車両の更新等は5年スパンで組み込まれております。

今日質問いたしますのは、この計画では、車両の更新のみならず、車両の更新の各事業費の総額を、財源を示しながら全て5年先を提示している点についてです。

お配りした表を御覧いただきたいと思います。これは、条例によって議決が必要とされます1,500万円以上の車両の購入状況を示したものです。各年度の車両の購入は、基本的に8月の志広組臨時議会において契約の議決がなされて、当該年度末に購入されるというのがサイクルです。左から入札日、そして車両の種類ですね、車種、救急とあるのは、救急車です。それから、ポンプとかタンクと書いてあるのが消防車です。そして、この車両更新計画に書かれている事業費ですね、その次が。そして、入札の予定価格。入札の落札価格、落札率、これは落札価格割る予定価格、そして落札会社です。既に令和2年、3年、4年と議決がされて、そして、5年度、6年度が予定として示されているということですね。

車両の購入は、一定の資格を有した会社数社によります指名競争入札です。直近に議決されました大井川分署の化学消防ポンプ車、税込み7,227万円には10社が応札しました。入札においては予定価格は非開示とされております。これは、入札前に公表いたしますと、それを目安に各社の競争が制限されて落札価格が高止まりになることや各社の見積り努力が損なわれること、各社で仕事を分け合う入札談合が容易に行われる可能性があることなどが入札価格を公表しないという理由の主なものです。

一方で、予定価格の公表自体は、地方自治体にとっては法令上の制約はなく、地域の実情において自治体の判断で公開の是非を決めることができます。近年では、職員に対する予定価格を探る不正行為を防止するためとか、価格よりも工事の実施内容、施設完成後の運営などを重視する動きなどが入札価格をあえて表示するメリットとされております。

翻って、この車両の購入状況を見ますと、この入札は予定価格の公表はされていないのですが、実際はこの更新計画において事業費として公表されておまして、5年先まで。そして、結果、ほぼ事業費と同額の落札額となっているわけですね。落札率の高さがそこを表しておりますけれども、この間の傾向としてそうなっています。これが事実上、事業費としながらも、ほぼ予定価格としての金額を掲載していることであって、適当と言えるやり方でしょうか。

次に、事業費をよりはるかに低い契約となっていながら、入札もそれに合わせる形で契約になっている。これは救急車のことですが、これは事業費から予定価格を探れ

ないのに、なぜ落札率が97%になるかという点ですが、これは通告後のヒアリングによりまして、救急車の場合は、資機材と車両の契約は別個のものであって、議決案件は車両のみであるというのがその理由としては分かりました。それでも、この資機材を合わせた合計のその契約額がほぼ事業費と同じという構図は、先ほど1番目の消防車の状況と変わりません。ですので、この低額になっているという通告自体は取り下げることになりますけれども、質問の趣旨は先ほどの1番と同様になりますので、併せてお答えいただきたいと思います。

最後に、車両更新計画の在り方について。

消防力強化計画の中に5年スパンとなっていることは、先ほど申し上げましたとおりです。この間、つい最近もそうなんですけど、予期せぬ災害が起こったりするわけですね。車両のこの技術なども年々更新をしているわけでありますので、それに合わせて購入するとか、逆に耐用年数が来てもまだ使えるぞということで無理に買い換えなくてもいいような場合も当然出てくるとは思いますけど、私は、この消防力はインフラ整備として当然必要なものと考えますけれども、多額の税金を使う以上は、この5年の間での中間検証等を行った見直し作業が求められているのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

以上です。よろしく申し上げます。

○管理者（中野弘道） 議長。

○議長（池谷和正議員） 管理者。

（登壇）

○管理者（中野弘道） 石井議員にお答えいたします。

消防車両の入札についてのうち、1項目め、消防力強化計画の事業費について、及び2項目め、事業費掲載価格と入札価格については、関連がございますので一括してお答えいたします。

掲載した事業費は、過去に更新した消防車両の購入実績に基づき、価格の変動等社会情勢を考慮し計画値として定めたものであり、予定価格に影響を与えるものではありません。また入札は、地方自治法等の法令に基づき適正な予定価格を設定し執行をしております。

次に、更新計画における中間検証についてですが、計画は、複雑かつ多種多様化する災害に備えるため、車両や資機材の状態や機能を十分確認するとともに、社会情勢を十

分考慮し、地域の安全安心を守ることができるよう随時検証を行っております。

以上、石井議員の御答弁とさせていただきます。

○議長（池谷和正議員） はい、石井議員。

○2番（石井通春議員） 私の通告がちょっと簡潔過ぎたところもあって、意図が管理者にちょっと伝わっていなかったなというようなところもあるかと思imasので、再質問の中で検証させていただきたいというふうに思います。

お答えでは、私が問題提起として出しておりますのは、車両更新計画というものが既に公表されておりました、5年先まで公表されていると。この予定価格というものは公表されないのが原則なんです、実際は、その予定価格と落札価格、車両更新計画の事業費と落札率はほぼほぼ同じになっていると。予定価格と同様になっていると。つまり高止まりの傾向になっているということですね。

この契約をする前にどれだけのことが行われているのかということを中心に確認をしていきたいということなんです。談合が実施されていると疑われることのないようなことがあるかどうか。率直に言えばこんなことも含まれているというふうに思うんですけども。私自身は、この予定価格というものは何が何でも取得すべきだというふうには必ずしも考えるものではありません、契約によっては、あえて出すようなことも必要なところもあるというふうに思いますけれども、実際は、やはり税金を使って買うわけですね、7,000万円ですから、お金が高いわけです。

とれだけ業者によります見積り努力というのが。志広組が買うわけですから、業者言いなりに買っているんじゃないか、それとも見積り努力を競わせているか、ちゃんとやっているかどうか、その辺の実態を確認したいというふうに思っているんですけども、誰もその車を買う場合は、複数の業者から当然見積りを取りますよね。同じ車で、どういう性能になっているか、どれだけの価格となっているか、買う側としては見極めるのは当然だと思います。100万、200万円の乗用車でも誰もそうだと思います。

翻って、消防車は7,000万円します、当然、こういうことがされていると思います。いきなり価格だけの提示での競争になっていないかどうかですね。その見積り努力といったものが消防車としては、救急車もそうなんですけど、どのようにされておりますでしょうか。

○消防長（大橋 充） 議長、消防長。

○議長（池谷和正議員） 消防長。

○消防長（大橋 充） 石井議員の再質問にお答えいたします。

車両更新は、適切な事業費となるよう常に適正かつ精度の高い参考見積りを徴取・確認し、必要に応じ仕様の見直しを行い、合理的な価格の算出に努めております。

以上でございます。

○議長（池谷和正議員） はい、石井議員。

○2番（石井通春議員） 実際私は談合をしているんじゃないかというように言うつもりはないんですよ。証拠をつかんでいるわけでもありませんので安心して答えていただきたいと思うんですけども、どれだけのことがされているかということを見極めたいということですね。一概に価格だけの勝負をつけているということになれば、これは問題なんですけども、一つ一つやって確認していきたいと思いますが、業者の選定から入るわけですね、まずは。先ほど消防車の場合は10者と言いました。その業者の選定の作業といったものからスタートすると思いますが、その辺の具体的な取組としてはどうなさっていますでしょうか。

○消防長（大橋 充） 議長、消防長。

○議長（池谷和正議員） はい、消防長。

○消防長（大橋 充） 業者の選定につきましては、焼津市、藤枝市の入札参加資格登録業者であること、更新する車両の取扱いがあること、車両に故障等が発生した場合の緊急対応に備え、県内に本店または支店があり、技術員の派遣と車両を移動させ修理することが可能な業者であることの3項目全ての条件を満たした業者を選定することにし、事前にアンケート調査を行っております。

以上でございます。

○議長（池谷和正議員） はい、石井議員。

○2番（石井通春議員） 3項目の調査、アンケートにおいて、当然車両の取扱いがあることと、それから、故障が発生した場合に近くにその店があって技術者の派遣ができるということですね。そういうことですね。それが3つの項目としているのがアンケート調査で確認されてるということです。

これは指名競争入札の、いわゆる指名の部分になっていまして、当たり前の話だというふうに思いますけれども、その条件を満たした業者と組合との間に、じゃあ、その指名した後なんですけど、入札に至るまでにどういう段階を経てこの金額の積み上げといったものが行われているのでしょうか。

○消防長（大橋 充） 議長、消防長。

○議長（池谷和正議員） 消防長。

○消防長（大橋 充） まず、職員で構成します車両・資機材検討委員会を設置し、更新車両の特性や艤装、装備品などについて十分な検討・検証を行い、仕様書を作成し、参考見積りを徴取いたします。

次に、事業費の根拠を示すために、艤装や装備品などの仕様を再検討し、価格の妥当性について、過去の購入実績や他市の実売価格などを参考に、精度を高めた積算を行います。

入札執行の際には、仕様書に基づき複数業者から車両本体、艤装、装備品、附属品等に細分化した参考見積りを徴取し、さらに価格の妥当性について十分な検討と精査により予定価格を設定し、入札を執行しております。

以上でございます。

○議長（池谷和正議員） はい、石井議員。

○2番（石井通春議員） ようやく少し中身としては具体的なものが出てきたというふうに思いますが、時系列も含めて、どういう形でやられているかということを確認させていただきたいと思いますが、まず、職員によりまず資機材検討委員会を立ち上げていくと。その中において、更新車両の装備品などの検証を行って、まず参考見積り、業者から取る、その作業ですね。その事業費の根拠を示すために、これは財政の方ですか、その根拠を示すためにさらに再検討して、過去の購入実績などの精度を高めた積算をさらに行うということですね。これはまた見積りということになると思います。そういったところがあって、そして、最終的には執行の際には、複数の業者から車両の本体と、それから艤装ですか、あと装備品と、細分化した参考見積りを徴取するという。それで入札に至るということですね。

三段階くらいあるというふうに思いますが、スケジュールとしては、実際に入札が行われるのが7月頃ですね。大体そうになって、8月に議決となっていて、年度末に購入するという事なんですけども、それらの作業のスパン、スケジュール。資機材検討委員会といったものが、多分当該年度だけじゃできないと思いますので、前年度あたりから始まっているのかとか、あと、当該年度は、私は当該年度にやる作業の細分化した見積りといったところが非常に大事なところかなと。1者だけの見積りに限らずに、パーツ、パーツで見積り取って、安いところをピックアップしていく作業ですか、それで一

つの車両にしていくというような取組なんかも、ちょっと想像ではそう思いますが、それは当該年度にやるとか、その辺の年度のスケジュールですね、組立て方、その辺もちょっと含めて、もう少し先ほどのお答えを具体的に答えていただきたいというふうに思います。

○消防長（大橋 充） 議長、消防長。

○議長（池谷和正議員） 消防長。

○消防長（大橋 充） 車両更新につきましては、更新前年度の4月に車両・資機材検討委員会を設置いたします。そして7月頃に参考見積りを依頼いたします。その後9月頃に再度参考見積りを依頼し、予算価格を設定いたします。更新年度に入り、5月頃に指名業者選定委員会にて業者選定を行った後、複数業者から得た参考見積りの積算等に基づき予定価格を設定し、議員おっしゃられたとおり、7月頃、入札を執行しております。以上でございます。

○議長（池谷和正議員） はい、石井議員。

○2番（石井通春議員） 分かりました。前年度の資機材検討委員会からスタートして、まず、前年度の7月に参考見積りを取るということ。それで9月にまた、その予算の獲得に向けてのもう一つの見積り取って、そして、翌年度の5月に複数業者によります最終的な見積りというか、車両価格を出す、その予定価格を出すということなんですね。それだけの見積り努力が行われている実態は分かりました。そこまで行っているのであれば、一方で、なぜあえて5年先まで車両更新計画といったものを実際公表する必要があるのか。というのは一方で疑問に思うんですよ。

この車両更新計画の中身には、財源も書いてあるんですね。この財源は事業費だけじゃなくて、例えば、令和6年度の焼津救急1という3,850万の事業費の、まだ2年先の話なんですけど、事業費が3,850万円と書いてあるんですが、もうそこで補助金が566万、起債が2,930万、ここまで書いてあるわけですね。そういう財源を示してまでこの記載する必要が一方であるのかと。社会情勢の変化など当然出てくるとは思いますけども、要は、この車両更新計画といったものがそれだけの見積り努力があれば、別にそこまで記載する必要はないのではないかと。このままでは高止まりという傾向が改まらないのではないかとはいいますけれどもいかがでしょうか。

○消防長（大橋 充） 議長、消防長。

○議長（池谷和正議員） 消防長。

○消防長（大橋 充） 消防車両は決して安いものではないので、掲載の事業費は今後活用するための財源の確保、予算の平準化を目的に、過去に更新した消防車両等の購入実績に基づき、価格の変動等社会情勢を考慮し、計画値として定めたものであり、実際に入札に影響を与えるものではないです。

以上でございます。

○2番（石井通春議員） 議長。

○議長（池谷和正議員） はい、石井議員。

○2番（石井通春議員） 予算の平準化といったものの見直しを取るということは、もちろん財源的な面では必要なことだというふうに思いますけれども、そういう財源だけの進め方で果たして、もちろん財源は大事なんです、大事なんです、それだけの進め方でいいのかどうかということですね。

例えば、今回のような大規模水害といったものがあつたわけです。それを契機として、もちろん消防車両といったものも水害の対応に当たつたと思いますが、今回の大規模水害では、この組織の中でどのような見直し、そういったものを進められていくか、この点はどうでしょうか。

○消防長（大橋 充） 議長、消防長。

○議長（池谷和正議員） 消防長。

○消防長（大橋 充） 消防本部では従前より、特異な災害が発生した際には各署所において活動の検証を行い、車両の機能や必要な資機材等、改善・改良すべき事項を洗い出し、今後の活動につながるよう取りまとめ、見直しを進めているところでございます。

過去には、災害を検証し、水難救助用に水上バイク、風水害対応用に根切りチェーンソー、電動削岩機、ボート、悪路での走破性が高く機動力がある四輪駆動の軽自動車を整備いたしました。

以上でございます。

○議長（池谷和正議員） はい、石井議員。

○2番（石井通春議員） 今回の水害では、これは消防長から伺つたお話なんですけれども、例えば、マフラーに水が入ってしまうので、消防車が近寄れないと、水没したところには。出動するんだけど、そういうことがあつたわけです。これは、幾ら高い消防車をせっかく買ったところで、マフラーから水が入るとどうにもなりませんから役に立たないといったことが教訓となるわけですね、当然。

こういった災害はこの5年前には当然予想できないわけです。財源だけの計画ではこうした災害にはやはり対応できないのではないかとこのように思いますがいかがでしょうか。

○消防長（大橋 充） 議長、消防長。

○議長（池谷和正議員） 消防長。

○消防長（大橋 充） 今回の台風による被害の状況や台風の状況におきましては、二市のハザードマップをもとに、浸水想定区域に対する車両の接近ルート、活動拠点の設定場所、活動拠点から消防隊員が現場まで接近する手段等を改めて検討・確認し、あわせて、最新の水難救助資機材や、議員がおっしゃられたとおり、水害にも特化した車両の研究などを進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（池谷和正議員） はい、石井議員。

○2番（石井通春議員） 新たな水害の特化した車両の研究も進められているということなんですけども、先ほども言いましたとおり、必要なインフラであれば、そりゃ私は整備して当然いい話だと思いますね。

先ほどのお答えの水害時に特化した車両などは、これだけのこの被害に遭ってますので市民も、その市民の皆さんも、たとえ高価なものであっても、それは納税者の立場でも納得する買物だというふうに思うんですね。

一方で耐用年数だけでは把握できない、長寿命化などでまだまだ使える消防車両だっ一方ではあるかもしれないと思います。要は、この車両更新計画がそういう現場ではなくて財源が中心になっているという点なんです、5年先まで。この財源が中心となっているこの計画の再検証、もちろん財源の見通しを立てることが必要なんですが、平準化、大本を決めるにしてもですね。この5年先の特定財源まで示すことの必要性ですね。ここまで示すとやっぱり硬直化してきちゃうというふうに思うんですね。

例えば、5年じゃなくて2年にするとか。財政部よりも消防が主体となって、現場の消防が主体となった計画づくりへ切り換えていくことなどは、別にこの計画に固執する必要はないというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○消防長（大橋 充） 議長、消防長。

○議長（池谷和正議員） 消防長。

○消防長（大橋 充） 消防本部といたしましては、常に災害や社会情勢等実態に即した

形で事業を進め、住民の期待に応えていきたいと思っておりますので、御承知願います。

以上でございます。

○議長（池谷和正議員） はい、石井議員。

○2番（石井通春議員） あんまり、声は大きいんだけど中身はちょっとないんだけどね。当たり前のことなんです、これは。

まだこの計画をつくる、今は令和4年度だから、5年、6年まで作られていますけれども、今度の計画をつくるまでには2年ありますから、まだこれからの作業になってくるわけですね。ですから、これからの作業の中でこうした消防が主体となった強化計画は、もちろん消防が主体となってつくってはいまいますが、車両の更新計画というところになりますと財政だけになっちゃってます。そこはね、やっぱりどういう形で決められていくか、その再検証をね。私としては求めたいというふうに思います。

以上で終わりたいと思います。

○議長（池谷和正議員） 以上で、通告による一般質問は全て終了いたしました。

これで、一般質問を終わります。

○議長（池谷和正議員） 日程第2．認第1号、令和3年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、及び認第2号、令和3年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算認定についての2議案を一括して議題といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

8番 杉田源太郎議員。

○8番（杉田源太郎議員） 議長、8番 杉田源太郎。

○議長（池谷和正議員） 杉田議員。

（登壇）

○8番（杉田源太郎議員） 日本共産党の杉田源太郎です。通告により質疑を行います。

認第1号、令和3年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定、その中の3款2項2目ごみ処理についてお伺いいたします。

（1）高柳については、概要報告書の16ページ、5の4、ここにあります分解・組立て及び劣化部品の交換コンベヤー整備事業2,948万、この内訳についてお伺いいたします。

2番目に、高柳、これは概要報告書の16ページ、5の（5）番、焼却設備定期整備工

事、これ耐火物の打ち替え、投入ホッパー等設備の整備とあります。工事の内容とその費用の内訳について。一色については、概要の18ページ、5の(3)焼却設備定期整備工事、その中で耐火物の整備、吸じん装置の更新、煙突の整備、そして、電気集じん機、これの整備ほかとあります。工事の内容と費用の内訳についてお伺いします。

3番目に、高柳の概要説明書で16ページの5の6、一色では概要の18ページ、5の2、これにダイオキシン対策設備、この定期整備工事。この中でプレフィルター及び触媒棟に関する消費部品の交換ほかとあります。工事の内容とその費用の内訳についてお伺いいたします。

- 事務局長（曾根俊則） 議長、事務局長。
- 議長（池谷和正議員） 事務局長。
- 事務局長（曾根俊則） 杉田議員にお答えいたします。

令和3年度歳入歳出決算一般会計、3款2項2目ごみ処理費のうち、初めに高柳清掃工場落下灰コンベヤー整備工事の内訳は、部品代などが約1,772万円、工事費が約908万円と消費税であります。

次に、高柳清掃工場焼却設備定期整備工事の内容は、焼却炉内部の耐火物の損傷部分の打ち替えなどの整備を年1回、定期的に行ったものであります。内訳は、3炉ある焼却設備の整備に約4,224万円、受入供給設備の整備に約1,605万円、電気集じん機などの整備に約3,056万円、灰処理設備の整備に約2,273万円、計装設備の整備などに約1,682万円と消費税であります。

また、一色清掃工場焼却設備定期整備工事の内容は、同じく焼却炉内部の耐火物の損傷部分の打ち替えなどの整備を年1回、定期的に行ったものであります。内訳は、焼却設備などの整備に約2,937万円、吸じん装置の更新などの整備に約3,168万円、電気集じん機などの整備に約4,895万円と消費税であります。

次に、ダイオキシン対策設備定期整備工事の高柳清掃工場分の内容は、3号炉の触媒取替などの整備であります。内訳は、触媒棟の整備などに約7,460万円、プレフィルターの整備に約859万円、電気関係の整備に約101万円と消費税であります。

また、一色清掃工場分の内容は、触媒取替などの整備であります。内訳は、触媒棟の整備などに862万円、プレフィルターの整備に約513万円、電気関係の整備に約1,284万円と消費税であります。

以上、杉田議員への御答弁とさせていただきます。

○8番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（池谷和正議員） はい、杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） 再質疑させていただきます。

最初の高柳のほうのコンベヤーの整備で、これの内訳を頂いたんですけど、その内訳の中のその内容ですね。部品の内容、具体的にどんなところだったのか。分解・組立てというふうにあります。これは、落下灰のコンベヤーその部分の分解・組立て、そういうふうに聞いているんですけど、これは毎年やっているその定期点検の整備なのかどうか。また、この整備費、これは定期点検じゃないと思うんですよ。この整備費、令和3年度の予算のところに維持補修費ですか、そこに計画されていたものなのかどうか、それをちょっと確認をさせていただきたいと思います。

令和2年度に、もしそういう動作の不具合という、そういうものが確認されていたことによって、この予算が組まれていたのかどうか、その確認です。この劣化部品というのはその経年劣化、そういうものによって毎年交換している、そういうような部品なのかどうか。まず最初に高柳のそのコンベヤーのところについてお伺いをします。

それから次に、ちょっとこの言葉の意味は同じなのかどうか分かんないんですけど、先ほど言った高柳のほうでは耐火物の打ち替えというふうにあります。一色のほうには耐火物の打ち替え工事というものじゃなくて、耐火物の整備という表現になっている。これは同じなのかどうか。それについて確認します。

それと、この2つの定期整備ですか、この中で、高柳のほうがその期間が約5カ月になっています。1炉ずつ休んでいるときにそれをやっていくのかどうか。一色のほうは、その期間が3カ月というふうになっています。その期間の問題について確認。この期間、どうやって決められていたのか、それをお伺いします。

それで、高柳と比較して、一色のほうが整備項目、これが多い。等ってあるもので、そのほかというようにあると、どうなのかちょっと分かりませんが、この概要報告の中にある表現としては整備項目が多いです。1炉当たりの焼却量、これが何か問題になるのかどうか、それをちょっと確認をします。

それであと、この金額なんですけれど、高柳の3炉、一色の1炉、金額はほぼ同額となっているんですけど、これは整備の内容によって違った、ただそういうことなのか。3炉あるけれどこれだけで済んだ、そういうことなのか、その確認をいたします。

それから最後に、ダイオキシン対策のところなんですけれど、フィルター及び触媒棟

に関する消費部品の交換、これは定期的にまず点検整備やられていると思うんですけど、このフィルターがあることによって環境というものをね、あとちょっと確認をさせていただきたいんですけど、環境がちゃんと守られている、その大きな役割をこのフィルターが、プレフィルター、そういうものが機能している。触媒棟、それも大きな機能をしていると思うんですけど、このプレフィルター、この部品のその工事内容ですね。このダイオキシン類関係のその工事内容というものをもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○事務局長（曾根俊則） 議長、事務局長。

○議長（池谷和正議員） 局長。

○事務局長（曾根俊則） すみません。幾つかお答えするのですが、すみません、漏れたらすみませんが、御指摘ください。

まず、コンベヤーの関係ですけれども、どのような、内容ということでまず1点目でございますけれども、コンベヤーにつきましては、コンベヤーのレール、それからスクレイパー、かきとるという部分ですね。スクレイパーといいますけれども。それから駆動シャフト、チェーンなどの、いわゆる交換ということで、部品の交換ということでございます。部品の中ですけれども。それが1点目になります。

それから、耐火物ですね。耐火物とそれから整備と打ち替えということで違うかということですが、同じ、炉は方式一緒ですので、中の、いわゆるブロックといいたいまいしょうか、耐火の交換ということでございますが、すみません、整備と打ち替えですけど、内容は一緒でございます。

それから、3カ月の休炉というか、期間の関係でございますね。これ、当然ながら、高柳が3炉、一色が1炉ございますので、当然整備する時につきましては、当然搬入ございますので、搬入につきましては調整しながらやっております。それ、つまり高柳の場合には1炉、2炉、3炉、いわゆる交代といいたいまいしょうか、休ませてやっておりますし、それから一色につきましては、1炉しかないもんですから、その部分につきましては、その分を高柳のほうへ運ぶという形でもってスケジュールを組んでやっております。

それから、1炉、そうですね。あとですね、一色と高柳の関係の金額の差でございます。

金額的には高柳のほうの定期整備工事が1億4,000万ほどで一色のほうが1億2,000万ほどでございます。高柳のほうにつきましては、今回、設備の耐火設備のところが大き

ゅうございます。それから、一色につきましては、そんなに極端に多くはないんですけども、吸じん装置等のクレーン等の工事をやっております。

あと、ダイオキシン関係でございますけれども、ダイオキシンの関係につきましても、高柳につきましては、今回、触媒の交換を全体で3号炉ですけれどもやっております。一色につきましてもやっておるんですが、整備が主でございますして、触媒棟の関係は部分的な部分なものですから、そこで金額の差が出ております。

あと、プレフィルターの工事の内容ですけれども、プレフィルターも当然ながらダイオキシンを出す前に、実際、吸着して出す形があるものですから、そこら辺の関係の整備を部品等々を交換しながらやっております。

プレフィルターにつきましては、そうですね、高柳のプレフィルターにつきましては、各種パッキンとかオーリング、スクリュコンベヤー用のグランドパッキン、チェーン、シーケンスの制御盤などの交換をいたしておるところでございます。

すみません、漏れがございましたらよろしく願いいたします。

○8番（杉田源太郎議員） 漏れ。

○議長（池谷和正議員） 漏れ。じゃあ、はい。時間止めてますんで。

○8番（杉田源太郎議員） あっ、1つだけですね、高柳と比較して、その整備項目が一色のほうがすごく多いんじゃないかという、書いた内容。それはどういうところから多くなっているんですか。

○議長（池谷和正議員） はい、事務局長。

○事務局長（曾根俊則） 高柳のほうにつきまして、比較的金額的には大きいんですけども、燃焼設備のところの打ち替えとか、あと集じんとかありまして、项目的には確かに一色のほう結構あるんですけども、個々の金額につきましては、それほどのものではないものですから、一色に関してそのような形になっております。

以上です。

○8番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（池谷和正議員） はい、杉田議員。

○8番（杉田源太郎議員） 今ちょっとあまりよく分からなかったけれど、項目は多いけど、その金額的には一個一個は多くなかったよという、そういうふうに解釈すればいいのかな。3炉あるのと1炉あるところでの金額がほぼ定期点検で同じだったというのがね、年数との関係とかそういうのもあるのかどうかちょっと分かりませんが、定期点検

でそういうふうになった、その結果論だというふうに思うようにします。また後でちょっと分からないところを聞かせてもらいます。

最後のダイオキシン対策のところなんですけれど、プレフィルターのところ、先ほど言ったように、かなりのものがそこに吸着をしていることによって、外に出る、ばい煙だとかそういうものの中に、そういう不純物、不純物というか、いろんなものが少なくなった、ダイオキシン類については特に少なくなったというふうに思います。これは今年度の、ちょっと私、資料なくて、こちらでいただいたんですけど、もう一度再発行してもらったんですけど、これは今年の3月に全協でもらった資料です。毎年3月に全協で渡してるよということだったんですけど、排ガスの中に、これはどのくらいダイオキシン類というものが測定されたかということについてです。

これは、3年度の決算審査意見書、監査委員のほうからの意見書。この中に、要は、要求水準に基づいてモニタリングを実施して、それらの結果を住民にも分かりやすく情報の公開を行い、安心、安全な施設への理解を深められるように努められたい。当然やっていると思うんですよね。この各地域の、何ていうんだっけ、環境何とか委員会とかそういうのがあって、そういうところに報告はされていると思うんですけど、何か理解を深められるように努められたいということ、何か表現の問題かなというふうに思っているんですけど、この資料、3年度のこの実態をちょっと見させていただいて、これはここに書いてあるとおり、基準からちゃんとクリアしてるよ。そのクリアの内容がね、もうめっちゃめっちゃ、桁が違うくらい少ない値で検出されているもので、それについてはすごくいいなというふうに思っています。検査の仕方、その部分でちゃんと国の基準に基づいてやられているということを確認をしました。

今、ちょっと確認したいのが、このいただいた資料の、3月に配られた資料なんですけれど、ここのところに、規制値というのがあるんですけど、ダイオキシンのこの排ガスの規制値、1立米当たりですけど、これは時間当たり4トン以上の燃焼能力があるところについては1ナノグラム、2トンから4トンまでが、毎時がですね、これには5ナノグラムってある。つまり実際の規制値よりかなり多いんですよ。こういうものをちゃんと。住民との、住民というか、その委員会ですか、そこの協定値については、両方とも1ナノグラム、物すごく小さい数字になっています。高柳は、3炉あるのにもかかわらず5ナノグラム。一色は1炉だけれど1ナノグラム。こういうふうになっていることについて確認をしたいと思います。

これ、私もちょっといろいろ調べさせていただいて、国の環境省のほうですね。環境省のほうでどんなふうに言っているかという、今、既存の施設に係る法令、この焼却能力によって、今ここに書いてあるようなことが一応決められているんだけど、1炉が2トンから4トン、1時間ですね、それが高柳の場合は大抵2トンぐらいはいつも同時に運転されているということが多いと思うんですよ。そうなったときに何で、一色より1時間当たりの焼却量が多いのにこれだけ少なくなっているのか。環境省のほうに確認をして答えをもらったときにですね、これは合計でカウントするもんだ。環境省はそう答えてる。だけど最終的には県の要領によるという、そういうものをもらっているんですけど、これについての確認。それを住民に分かりやすく説明をする。そこについて、なぜこういうふうになっているのか確認をさせてください。

○事務局長（曾根俊則） いいですか

○議長（池谷和正議員） はい、事務局長。

○事務局長（曾根俊則） 具体的な絡みの工事の関係でもって基準ということで、ありがとうございました。

いわゆる大気排出基準で焼却能力に応じて基準が違います。1炉当たりの1日の焼却能力によって基準が変わっておりますもんですから、一色ですね、一色についてはごめんなさい。高柳につきましては、3炉ありますけれども、1炉当たりの1日が85トンの焼却能力がありますので、いわゆる24時間でいきますと3.5トンでございます。今あったように、能力が2から4トンの場合につきましては、いわゆる基準としましては5ナノグラムということになります。

一方、一色清掃工場につきましては1炉ですけれども、120トンということで、120トン割ることの24時間、そうすると5トンということで、焼却能力が4トン以上でございますので、基準が1ナノグラムということになって、これによりまして高柳と一色の数値が違っているということでございます。

○8番（杉田源太郎議員） どういたしましょう。

○議長（池谷和正議員） もうこれで。

○8番（杉田源太郎議員） 2炉は一遍に作働しているのになんでというふうに聞いたんです。

○議長（池谷和正議員） あのう、杉田議員ね、質疑…。

○8番（杉田源太郎議員） 関連しているから質疑。質疑として…。

○議長（池谷和正議員） 質疑は分かります。質疑は分かるんですけど、簡潔にね、質疑をやる場合に、もう長くて、ポイントをつかむのにすごく苦勞していると思うんですよ。そこだけは少し注意をさせていただきますので。

○8番（杉田源太郎議員） ちゃんと詳しく説明しないと、それは質疑じゃねえよと言われてそうだから丁寧に説明しただけです。

○議長（池谷和正議員） 丁寧にね。まああのう、ルールはルールだもんですからね。よろしくをお願いします。

それでは、以上で通告による質疑は全て終了いたしました。

これで、質疑を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

なお、この休憩の間に、ただいま上程中の2議案に対して、討論のある議員は議長まで通告願います。

午後4時9分 休憩

午後4時9分 再開

○議長（池谷和正議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま上程中の2議案に対する討論に入るのでありますが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これで討論を終わります。

これより順次採決いたします。

まず、認第1号をお諮りします。認第1号は認定することに賛成の議員の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷和正議員） 起立総員であります。

したがって、認第1号は認定することに決定いたしました。

次に、認第2号をお諮りします。認第2号を認定することに賛成の議員の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（池谷和正議員） 起立総員であります。

したがって、認第2号は認定することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで会議を閉じ、令和4年10月志太広域事務組合議会定例会を閉会いたします。
皆様、御苦労さまでした。

午後4時10分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

池谷和正

会議録署名議員

平井登

会議録署名議員

大石保幸